

財務省告示第四百三十七号  
 省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二回）	二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一條第一項	三 発行方法 簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	四 発行額 額面金額で二百六十億円	五 払込金額 二百六十億三千三百八十万円	六 額面金額 五万円、十億円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	七 発行情日 平成十四年十一月二十日	八 発行価格 年〇・一パーセント	九 利率 平成十五年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次に示す規定する期日及び第十三号において規定する期日につき百円十三銭じ。）。	$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$	<p>十一 後第二期以後の利子 毎年五月二十日及び十一月二十日を、その日以前六月間に属する</p>
----------------------------------	---	-----------------------------------	-------------------------	----------------------------	--	--------------------------	------------------------	---	--	---

十二

終期利子

る利子を支払う。

平成十六年十一月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額}}{100} \times \left( \frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$$

平成十六年十一月二十二日

額面金額又は登録金額

日本銀行の本店、支店、代理店、

国債代理店及び国債元利金支払

取扱店並びに取扱郵便局

平成十四年十一月二十日

十六

払込期日

十五

払場所

十四

償還金額

十三

償還金額